

小金井市

学童保育所入所申請の手引

(令和7年度入所用)



【申請手続きのお知らせとお願い】

○令和7年度から就労証明書はこども家庭庁の就労証明書様式へ変更します。

※記載事項に疑義が生じた場合、証明担当者へ電話等により照会させていただきます。

※内容について、就労証明者に無断で作成し、または改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

○自営業の方は就労証明書(市の指定用紙)作成に加え、自営業の就労内容を証明できる書類の写しも添付してください。

(例)登記簿謄本、開業届、営業許可書、請負契約書、受注票、事業所の賃貸契約書 など

令和7年度4月1日入所申請受付について

受付方法によって受付の期間が異なりますので、ご注意ください。

令和7年度4月1日入所申請受付について		
受付方法	受付期間	受付場所
郵送	10月25日(金)～11月13日(水)	
窓口	11月5日(火)～11月13日(水)	第二庁舎3階302会議室
オンライン	10月25日(金)～11月13日(水)	LoGo フォーム上申請

※11月14日(木)以降は申請期間後随時申請の取扱いとなり、入所出来ないことがあります。

1 学童保育所の概要

- ・設置目的 市内に居住する小学校低学年児童の健全な育成を図るため、学童保育所を設置しています。
- ・対象児童 小学校1年生から3年生(障がいのある児童は4年生)までの児童
- ・保育時間 通常(月曜日から金曜日)・・・放課後から午後6時まで
学校休業日・・・・・・午前8時から午後6時まで
- ・延長保育時間 通常(月曜日から金曜日)及び学校休業日・・・午後6時から午後7時まで
- ・休 所 日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

2 入所要件

(1) 入所の要件

入所の対象となる児童は、市内に居住し、保護者が就労しているなどの理由により日常的に放課後の保育を受けることが出来ない児童です。

※「保護者」とは、現に児童を監護する親権者を指します。

※「日常的に放課後の保育を受けることが出来ない」とは、保護者が保育することが出来ない時間が、月曜日から土曜日までの正午から午後6時の時間帯に4時間以上あり、その日数が週4日以上(1か月に16日以上)あることをいいます。

(2) 入所の制限

児童が感染性の疾病にかかっているときや、心身が虚弱で学童保育所における集団生活に適さないと認められるときは入所できません。

(3) 心身に障がいのある児童

入所については、次の各要件のいずれにも該当することが必要です。

- ①障がいの程度が知的障がい度愛の手帳3度又は4度を所持する児童、又は身体障がい度身体障害者手帳5級又は6級(7級の診断を含む)を所持する児童。内臓疾患により身体障害者手帳の交付を受けた児童については手帳の等級にかかわらず、学童保育所における集団生活に耐え得るとの専門医師の診断書のある児童。専門医師又は市の指定する医師の診断書により、これらの要件に相当すると認められる児童。
- ②健常児との集団保育に支障なく適応でき、常時医療面の配慮を必要としないこと。

③通所に際しては、保護者等による送迎が可能であること。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではありません。

※心身に障がいのある児童の入所についてはご相談ください。※別に定める入所基準表に基づき、審査があります。

※後日、詳しく聞き取りをさせていただくこともありますので、ご了承ください。

3 提出書類

下記書類(1)・(2)・(3)・(4)・(5)は、児童 1 人につき 1 組必要となります。

兄弟姉妹と合わせて申請を行う場合は、(4)及び(5)は児童 1 人に原本を添付し、兄弟姉妹には写しを添付すれば結構です。

※ 郵送で、提出書類の受領証を希望される場合は、返送先を記載した返信用封筒に 110 円切手を貼り、下記書類と合わせてご提出ください。(電子申請の場合、返送用封筒は不要です。また、郵送の場合、返送用封筒がない方及び切手の貼付がない方は、返送しません。)

- (1) **提出書類確認票** (児童 1 人につき 1 枚必要です。)

提出書類の欄に☐を入れ、他の提出書類と合わせてご提出ください。

- (2) **学童保育所入所申請書** (児童 1 人につき 1 枚必要です。)

- (3) **重要事項確認書** (児童 1 人につき 1 枚必要です。)

記載内容を確認し、☐を入れたうえ、署名したものを提出してください。

- (4) **保育の必要性を証明する書類等** (保護者(父・母)の書類が必要です。)

保育にあたれない理由	申請書に添付が必要となる証明書類
就労	〈会社等に雇用されている方〉 就労証明書 (市の指定用紙)
	〈自営業の方〉 就労証明書 (市の指定用紙) ※ ご自身が証明者となり就労証明書を作成してください。なお、自営業の就労内容を証明できる書類の写しも添付してください。 (例) 登記簿謄本、開業届、営業許可書、請負契約書、受注票、事業所の賃貸契約書 など
保護者自身の疾病	診断書
保護者自身の障害	身体障害者手帳 (写し)、愛の手帳 (写し)、専門医の診断書等
就学	在学証明書 (写し) ※公的な職業訓練校を含む。
介護・看護	被介護・看護者の診断書等
求職中 (求職活動のため 外出を常態とする場合)	求職活動申告書等 ※求職中を要件として入所する場合は、年度中に 1 回のみ、3 か月を限度に承認します。
<p>《育児休業取得者及び取得予定者について》</p> <p>※ 4 月 1 日時点で育児休業を取得する者は令和 7 年度内に必ず復職する必要があります。</p> <p>※ 育児休業の取得期間については、就労証明書の取得期間で確認をいたします。</p>	

※状況により提出書類が異なりますので、ご相談ください。

- (5) **市・都民税課税標準額がわかる書類** (必要な方のみ)

市・都民税課税標準額を証明するため、保護者 (父母のみ) それぞれの方について下記①～③

のいずれかが必要です。ただし、令和 6 年 1 月 1 日に小金井市に在住していた方は提出を省略することができます

- ①令和 6 年度市民税・都民税特別徴収税額通知書

(令和 6 年 6 月～8 月頃に、給与袋等に同封して通知されたもの。)

- ②令和 6 年度市民税・都民税納税通知書

※上記①か②の通知書がない方は下記③の証明書 (令和 6 年 1 月 1 日に住所のあった区市町村発行) が必要です。

- ③令和 6 年度市民税・都民税(非)課税証明書

4 育成料及び延長育成料

学童保育の利用に当たっては、前年度の世帯の市・都民税課税標準額に応じて育成料及び延長育成料を徴収します。

令和6年度の世帯の市・都民税課税標準額	育成料(月額)	延長育成料(月額)
500万円以上	9,000円	2,000円
300万円以上500万円未満	7,000円	2,000円
150万円以上300万円未満	5,000円	2,000円
150万円未満	3,000円	2,000円
市・都民税非課税世帯及び生活保護世帯	無料	無料

※育成料及び延長育成料の減額・免除については、ご相談ください。

5 学童保育所一覧

学区域	学童保育所	所在地	電話番号	定員
第一小学校	さくらなみ学童保育所	本町 1-2-13 及び第一小学校内仮施設	042-383-1183	150人
第二小学校	たけとんぼ学童保育所	桜町 2-3-60	042-383-5488	90人
第三小学校	あかね学童保育所	A 館 梶野町 5-7-33 B 館 梶野町 5-7-38	042-385-3370 042-385-3372	200人
第四小学校	さわらび学童保育所	貫井南町 3-6-27	042-383-5489	90人
東小学校	たまむし学童保育所	東町 4-25-7(東児童館内) 及び東小学校内仮施設	042-385-9280	130人
前原小学校	まえはら学童保育所	前原町 3-3-16 及び前原小学校内仮施設	042-383-1179	130人
本町小学校	ほんちょう学童保育所	本町 5-4-25(本町児童館内)	042-385-3360	90人
緑小学校	みどり学童保育所	緑町 4-18-25(緑児童館内)及び緑小学校内仮施設	042-383-1178	120人
南小学校	みなみ学童保育所	前原町 2-2-21 及び南小学校内仮施設	042-383-1167	120人
第三小学校 東小学校	メガロス東小金井学童クラブ (民設民営)	梶野町 5-11-5 パピスプラザ 301 号室	042-382-1800	40人
第一小学校	(仮称) けやきの森アフター スクールおかえり (民設民営) 4月開所	小金井市本町 1 丁目 8 番 1 号日興パレス 1 階	042-401-1638 (小金井けやきの森認定こども園)	15人

※あかね学童保育所は A 館・B 館別棟の建物となりますが、入所施設の指定はできません。

※定員を超えた場合には、上記学童保育所以外に学校施設等の公共施設を借用して暫定運営をする場合があります。

6 申込方法

「(1)電子申請での受付」を推奨しています。なお、市役所での受付の場合でも、受付時の書類の確認はいたしません。市役所での場合、提出漏れがないことを確認の上、封筒等に入れ、受付室内に設置される専用の受付箱にご提出ください。なお、提出書類の相談等がある方はお申し出ください。

(1) 電子申請での受付 (新規申請の方・継続申請の方)

・受付期間 令和6年10月25日(金)～11月13日(水) ※期間中の必着

(2) 郵送での受付 (新規申請の方・継続申請の方)

・受付期間 令和6年10月25日(金)～11月13日(水) ※期間中の必着

«送付先住所» 〒184-8504 小金井市本町 6-6-3

- (3) **市役所での受付** (新規申請の方・継続申請の方・育成料滞納により受付場所を指定された方)
- ・受付期間 令和6年1月5日(火)～1月13日(水) ※土曜日を除く
 - ・受付時間 午前8時30分～午後5時 ※日曜日のみ午前9時～午後1時
 - ・受付場所 市役所第二庁舎3階 302会議室
- (4) **学童保育所での受付** (継続申請の方のみ、ただし育成料滞納の方を除く)
- ・受付期間 令和6年1月5日(火)～1月13日(水) ※日曜日を除く
 - ・受付時間 午前10時30分～午後6時 ※土曜日は午前8時00分～午後3時
 - ・受付場所 入所中の学童保育所
- ※保育中の持参はご遠慮ください。なお、児童に入所申請書は持たせないでください。

変更及び不足書類の提出期限について

変更及び不足書類の提出期限について	
提出期限	提出方法・受付場所
令和6年12月23日(月)	郵送または持参(児童青少年課窓口)
※12月24日(火)以降の不足書類の提出は申請期間後の取り扱いとなり、入所出来ないことがあります。	

7 結果通知

上記の受付期間内に申請された方については、令和7年2月中旬に通知する予定です。

新規に入所される方を対象に、令和7年3月中に入所説明会を予定しています(実施しない場合があります)。

8 入所承認の取消し

入所が承認された後、次のいずれかに該当したときは、入所承認を取り消します。

- ・入所の要件が無くなったとき。
- ・児童の出席が著しく悪いとき。
- ・休所期間(最長2か月)が経過し、なお児童が通所出来ないとき。
- ・正当な理由がなく育成料及び延長育成料を長期間滞納したとき。
- ・条例、規則等の規定に反したとき。
- ・その他市長が特に入所を不相当と認めたとき。

9 延長保育について

保護者の就労等の理由により午後6時から午後7時までの時間に保育を受けることが出来ない児童を対象に延長保育を実施します。学童保育所の入所が承認されましたら、入所する学童保育所へ直接お申込みください。

10 学童保育所と放課後子ども教室について

小金井市では、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りを目的として、市立小学校の校庭・教室等で「放課後子ども教室」を実施しております。同教室の参加児童は、学年やクラスの違う友達や、地域の大人との交流を通じ、多くの体験と多様な価値観を学ぶことができます。また、主に保護者や地域の方等が、学習や体験活動を指導する学習アドバイザーや子どもたちの安全を見守る安全管理員として、ボランティアで参加しています。お子様やご家庭の状況に応じてご検討いただければと思います。

	学童保育所	放課後子ども教室
対象	市内に居住する小学校1年生から3年生(障がいのある児童は4年生)で、保護者が就労等により日中家庭にいない児童	市内に住所のある幼児と保護者、児童、生徒 ※原則として実施学区区の児童
実施日時	学校実施日 放課後から午後6時まで 学校休業日 (春、夏、冬休み、土曜日) 午前8時から午後6時まで	各小学校により異なりますが、概ね週4日～5日 放課後から午後5時まで (1月から2月は午後4時30分まで)

	延長保育 午後6時から午後7時まで	
利用料金	世帯の住民税の課税標準額に応じて、月額（おやつ代含まない）9,000円～0円 延長保育：別途2,000円	無料 ※工作教室や料理教室等、材料費が必要な場合は実費負担有 （100円から300円程度）
活動内容	自由遊びや集団遊び、誕生会等、毎日の育成を通して健全な成長と発達を促します。	校庭遊び、英語教室、生け花教室、工作教室、読み聞かせ、集団遊び、たいそう教室等
申込方法	入所申請書と就労証明書等を市役所へ提出し、審査の上、決定します。	各小学校で配布するチラシについての参加申込書を、各小学校の放課後子ども教室担当者に提出してください。
問合せ	児童青少年課学童保育係 電話：042-387-9847	生涯学習部生涯学習課生涯学習係 電話：042-387-9879

11 民設民営学童保育所について

(1) 民設民営学童保育所とは

民設民営学童保育所とは、民間事業者が市の補助金を受けて設置運営する学童保育所です。民設民営学童保育所は、職員配置等は市が定める運営に関する基準に基づいて運営しておりますが、早朝保育や19時以降の延長保育、送迎、食事の提供、習い事等のさまざまな独自のサービス・活動を提供していることが大きな特色です。学童保育育成料については、公設学童保育所と同様ですが、独自のサービスについては別途料金が必要となります。独自のサービス・活動の提供については、次ページからの【民設民営学童保育所の施設紹介】をご覧ください。詳細な内容については、直接運営事業者にお問い合わせください。

(2) 民設民営学童保育所の利用対象児童及び入所要件

利用対象児童は、小学4年生まで受入れを行っております。ただし、低学年児童の入所が優先されます。入所要件については、公設学童保育所と同様です。

(3) 民設民営学童保育所への入所申請方法等

民設民営学童保育所への入所申請は、運営事業者に直接行ってください。入所の選考・決定も運営事業者が行います。（一部申請書類は公設学童保育所申請書類の写しで代用可能です。詳しくは各施設へお問い合わせください。）

(4) その他

- ① 民設民営学童保育所の定員の空き状況により、多数申請があった場合、入所できない可能性もあることから、民設民営学童保育所と公設学童保育所の併願申請が可能です。ただし、公設学童保育所との二重在籍はできませんので、民設民営学童保育所への入所が決まった場合、公設学童保育所の取下げ手続きが別途必要となります。（4月入所の場合は、2月中に取下げ手続きを行ってください。）

【併願新申請の流れ(4月入所の場合)】

	公設学童	民設学童
11月	市役所へ申請	民設民営学童保育所へ申請
12月	↓ 審査	選考
1月		
2月	入所決定	入所決定 民設学童への入所を希望する場合、この期間に公設学童の取下げ手続きを行ってください。

- ② 民設民営学童保育所は、大規模化している区域を優先して整備しており、対象地域の児童の利用が優先されます。なお、登所・降所については、次ページからの【民設民営学童保育所の施設紹介】等でご確認ください。

【問合せ先】 小金井市子ども家庭部児童青少年課学童保育係

電話042-387-9847

小金井市民設民営学童保育所 (仮称) けやきの森アフタースクール

～ おかえり ～

R7年4月開所のご案内

学校法人村田学園が令和7年4月、武蔵小金井駅の近くに開設する民間の学童保育所です。

放課後から帰宅までは少人数ならではのゆったりとした空間で、宿題を済ませたり、好きな遊びをしたり、子どもらしい時間を過ごしながら、年齢の異なる子どもたちが協働し、支え合うなかで、力強く生きるために大切なチカラと基本的な生活習慣を育てて参ります。外遊びが大好きな子どもたちに、ときに栗山公園等も利用して、思いっきり体を動かせる時間もつくります！そして、「おかえり」では、出社が早い保護者の皆様に安心して出勤して頂けるように早朝保育を、土曜日や長期休暇の昼食づくりのお手間を省けるように、みんなで一緒に食べられる簡単なお昼ごはんを提供します(別途料金)。毎日のおやつづくりも子どもたちにも手伝ってもらいます。



「ただいま」「おかえり」と、学校からお家に帰ったような、ほっと安心できる、居心地のいい居場所を用意して今日も明日も、みんなの元気な「ただいま」の声を待っています。

場 所	小金井市本町1-8-1 日興パレス1F
名 称	(仮称) けやきの森アフタースクール おかえり
対 象 児 童	保護者が就労しているなどの理由により日常的に放課後の保育を受けることが出来ない、小金井市内在住の小学一年生から四年生までの児童
保 育 時 間	平日(月～金) 放 課 後 ～ 18:00 学 校 休 業 日 8:00 ～ 18:00 延 長 保 育 18:00 ～ 19:15(19:00～19:15独自事業) 早 朝 保 育 7:15 ～ 8:00(独自事業)
育 成 料	0円～9,000円 (小金井学童保育条例第9条、10条による)
延 長 育 成 料	2,000円(～19:00)
延 長 保 育 (独 自)	1,500円
早 朝 保 育 (独 自)	2,000円～3,000円
定 員	15名
説 明 会	令和6年11月 9日(土)13:00～13:45 ※要事前申し込み(☎042-401-1638)
申 込 書 配 布	令和6年10月18日(金)10:00～ ※小金井けやきの森認定こども園にて配布、または、こども園 HP からダウンロードも出来ます
募 集 開 始	令和6年10月25日(金)～令和6年11月13日(水)
申 請 方 法	小金井けやきの森認定こども園 に直接、郵送または持参にて申し込み
入 所 審 査	令和6年11月14日(木)～令和6年12月23日(月) ※申し込み多数の場合は、選考を行います ※一小的児童優先かつ低学年より優先
入 所 決 定	令和7年2月上旬予定
問 い 合 わ せ 先	小金井けやきの森認定こども園 ☎042-401-1638 (小金井市緑町1-6-17)

『メガロス東小金井学童クラブ』



スポーツクラブメガロスが運営する2024年4月に開校した、東小の児童を優先とした新しい民間の学童クラブです。
 スポーツクラブメガロス武蔵小金井ヘスクール送迎も行っています。
 地域の皆様と深く繋がり、協力していくことで、子ども達に地域の文化や伝統、歴史に触れる機会を提供し、また子ども達自身が地域と繋がりを持ち、自立していくことを目指します。

対象児童	小学1年生～4年生 保護者が就労しているなどの理由で日常的に放課後の保育を受けることができない児童		
保育時間	通常（月曜日～金曜日）・・放課後～午後6時まで 学校休業日・・午前8時～午後6時 延長保育時間・・（平日）午後6時～午後8時 （土曜日）午後6時～午後7時 休所日・・日曜日・国民の休日・年末年始	定員	40名 ※定員になり次第 募集締め切り
お迎え	小金井市立東小学校・第三小学校にはコーチが徒歩でお迎えに伺います。		
帰り	『集団降所』と『お迎え』の2通りあります。 午後5時（冬場は4時半）に集団降所、以降はお迎えが必要になります。		
入所について	募集開始：10月25日（金）～11月13日（水） 申請書類に必要事項をご入力の上、学童クラブまでご郵送ください。 入所審査：11月14日（木）～申込多数の場合は、選考を行います。 東小と三小の児童からの申込があった場合は東小の児童が優先。 入所決定：2月3日（月）～順次ご案内致します。		
育成料	小金井市所定の育成料及び延長料に準じて決定致します。		
所在地	東京都小金井市梶野町5-11-5 パピスプラザ301		
生活	学校終了	所定の場所へコーチが徒歩でお迎えに伺います。 学校が休みで学童が運営している際は学童クラブに直接お越しください。	
	宿題・おやつ	学童へ到着次第、宿題をし15時頃おやつを食べます。	
	遊び時間	室内遊び(読書、ブロック、カードゲーム、季節の製作など)、外遊び(梶野公園)	
	イベント	入所式、夏祭り、クリスマス会、初詣、卒所式など	
	帰り	集団降所又は保護者様お迎えで帰ります。	
	長期休み	カリキュラムを実施し長時間の預かりでも飽きない時間を過ごします。 カリキュラム例 メガロス武蔵小金井スクール体験（スイミング・テニス）※送迎付き 課外学習（映画館・プラネタリウム・スケートなど）※有料	
	習い事送迎	メガロス武蔵小金井へバスでスクール送迎を行っています。 保育中に習い事を済ませ、放課後の時間を有効に使えます。 ※メガロス武蔵小金井で習い事の申込みが必要です。 ※バス送迎には定員がございます。 ※送迎の曜日や時間は、学童クラブにお問い合わせください。	
お問い合わせ	お申込み 郵送先 〒184-0002 東京都小金井市梶野町5-11-5 パピスプラザ301 メールでのお問い合わせ先 / 電話番号 megalos.higashikoganei-as@nomura-ls.jp / 042-382-1800		